

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第21号

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第27条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。第36条第3項、第56条第4項、第58条第4号及び第5号、第66条第15項、第90条第3項、第98条第4項並びに第100条第4号において同じ。）において」に改める。

第36条第3項中「の学部で」を「において」に改める。

第38条の見出し中「等」を削り、同条第1号中「者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第52条第2項第1号及び第58条第1号において同じ。）」を加える。

第52条第2項第5号中「第3条第1項、第4項及び第5項の規定により、」を「に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第56条第4項中「の学部で」を「において」に改める。

第58条第4号及び第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「第3条第1項、第4項及び第5項の規定により」を「に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第66条第15項、第90条第3項及び第98条第4項中「の学部で」を「において」に改める。

第100条第3号中「者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「の学部で」を「において」に改め、同条第8号中「第3条第1項、第4項及び第5項の規定により、」を「に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。